

箱根町若者世帯住宅取得補助金制度

～かんたんチェックシート～

この資料はあなたが本制度の対象となるか、また、申請する際に必要となる書類を確認できるチェックシートとなっています。ご準備の際に是非お役立てください。なお、申請時には本チェックシートの提出は不要です。

補助金額

住宅取得に係る費用の総額_{※1}の10分の1に相当する額_{※2}（限度額 100 万円）

※1 土地の取得費 及び 設計額 を含む ※2 千円未満の端数は切り捨て

1. あなたはどのタイプに当てはまりますか？ 要綱第4条

住宅の取得日の時点であてはまるものをどれか 1つ選択してください。

タイプ A: 40歳未満の世帯（母子または父子で構成される世帯も含む）	<input type="checkbox"/>
タイプ B: 同一世帯に小学生未満の子どもがいる「親子2世代」世帯	<input type="checkbox"/>
タイプ C: 40歳未満同士で、パートナーシップ宣誓書受領証（カード含む）の交付を受けた2人	<input type="checkbox"/>

⇒ どのタイプにも当てはまらない場合は補助金の交付対象外です。

2. あなたは下記のすべてに該当しますか？ 要綱第4条(1)～(3) 及び 第6条

箱根町内に住宅を取得し、その住宅に定住している。	<input type="checkbox"/>
定住する世帯員が町税等を滞納していない。	<input type="checkbox"/>
過去にこの制度において補助金の交付を受けたことがない。	<input type="checkbox"/>
申請日が住宅取得日 _※ から6ヶ月以内である。	<input type="checkbox"/>

※ 所有権登記日または確認済証の交付日

⇒ 全てにチェックが入らない場合は補助金の交付対象外です。

3. 取得した住宅は下記のすべてに該当しますか？ 要綱第3条

居住を目的とした玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、 当該居住を目的とした部分の延床面積が 50 m ² 以上のもの	<input type="checkbox"/>
平成28年10月1日以降に所有権登記がされているもの	<input type="checkbox"/>
取得対価を伴うもの	<input type="checkbox"/>

⇒ 全てにチェックが入らない場合は補助金の交付対象外です。

4. 提出書類チェックリスト 要綱第6条

チェックしてお使いください。

すべての項目にチェックが入ったら提出準備OKです。

① 箱根町若者世帯住宅取得補助金交付申請書(第1号様式)	<input type="checkbox"/>
② 売買契約書など取得単価が分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>
③ 世帯員全員の住民票(続柄記載あり)	<input type="checkbox"/>
④ 登記事項証明書(全部事項証明書)※所有者が分かるもの	<input type="checkbox"/>
⑤ 世帯員全員の納税証明書または非課税証明書※住民税の納付状況が分かるもの	<input type="checkbox"/>
⑥ 居住用面積が分かる図面※延床面積50㎡以上と分かるもの	<input type="checkbox"/>

取得した住宅が新築の場合は以下の書類もご準備ください。

⑦ 建築基準法に規定する確認済証の写し	<input type="checkbox"/>
---------------------	--------------------------

タイプCの方は以下の書類もご準備ください。

⑧ パートナーシップ宣誓書受領証の写し または パートナーシップ宣誓書受領証カードの写し	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

⑧について小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町において、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けており、当該市町村に継続使用届※1を提出済みの場合は、交付されているパートナーシップ宣誓書受領証等の写しを提出してください。

提出書類は住宅を取得してから6ヶ月以内にすべての書類を揃えて提出してください。

※1 名称は市町村によって異なる場合があります。

—よくある質問や不備—

(1) 住民票に続柄の記載がない

⇒住民票を発行する際には必ず続柄を記載したい旨をお伝えください。

(2) 納税証明書と非課税証明書をどこの市町村で発行していいかわからない。

⇒申請月が1月から5月中となる場合は、前年の1月1日時点でお住まいだった市町村、申請月が6月から12月中となる場合は申請年の1月1日時点でお住まいだった市町村で発行してください。

令和7年2月に補助金の申請を行う場合 ⇒ 令和6年1月1日時点で居住していた市町村で発行
令和7年6月に補助金の申請を行う場合 ⇒ 令和7年1月1日時点で居住していた市町村で発行

(3) 自身が課税されているか分からない。納税証明書と非課税証明書のどちらを取得したらよいか。

⇒課税状況を市町村の税務部門にご確認ください。

課税されている場合は納税証明書、されていない場合は非課税証明書を取得してください。

問合せ先

箱根町役場企画観光部企画課企画係 0460-85-9560